

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年2月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200197号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200031号

第1 結論

請求者のA事業所における平成27年3月31日の標準賞与額を7万4,000円、平成27年6月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年3月31日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月31日及び平成27年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年3月31日
② 平成27年6月25日

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、請求者は、同事業所から、請求期間①は7万4,001円、請求期間②は191万8,500円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は7万4,000円、請求期間②は標準賞与額の上限となる150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成29年8月30日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2200144 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2200005 号

第 1 結論

昭和 47 年 5 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間及び昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から昭和 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月まで

長男が中学 3 年生であった頃、私が経営していた飲食店に客として来店した A 県 B 市の職員から、「今、保険料を遡及して納付すれば昭和 36 年 4 月から加入した扱いになる。」と国民年金の加入を勧められたので、預金を引き出して A 県 B 市で一括納付したが、年金記録によると、請求期間①及び②が未納期間となっている。一括納付したはずの期間が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年又は昭和 55 年頃、請求期間①及び②を含む昭和 36 年 4 月から昭和 55 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から昭和 55 年 6 月頃に行われたものと推認されるところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者は、請求期間①前の昭和 36 年 4 月から昭和 47 年 4 月までの国民年金保険料について、第 3 回特例納付制度により特例納付保険料として昭和 55 年 6 月 30 日に納付し、請求期間①後の昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの同保険料については、過年度保険料として昭和 56 年 3 月 27 日に納付していることが確認でき、請求者が主張する納付方法と符合しない。

また、請求者が第 3 回特例納付を行った期間（昭和 36 年 4 月から昭和 47 年 4 月まで）の月数（133 月）と請求者が現年度納付を開始した昭和 55 年 * 月以後 60 歳に到達する前までの月数（167 月）の合計は、当時の老齢年金の受給要件を満たす 300 月（25 年）であることから、請求者は、老齢年金の受給資格を得られるように当該特例納付を行ったものと考えられる。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のうち、第 3 回特例納付を行っている複数の者について納付記録を確認したところ、いずれも、請求者と同様、老齢年金の受給資格を得られるように特例納付を行っている状況が見受けられることから、A 県 B 市において、各被保険者の国民年金の加入可能月数等を計算した上で特例納付保険料の納付を勧奨していた状況がうかがわれる。

加えて、請求者は、一括納付したとする国民年金保険料の額を記憶していない上、A 県 B 市

は、請求者に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認できる資料を保存していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。